

商品概要説明書

J A教育ローン（全国農協保証センター保証）

（平成 30 年 7 月 1 日現在）

商品名	J A教育ローン（全国農協保証センター保証）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○当 J A の組合員でなく、かつ他 J A の組合員でない方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 200 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とし、過去 3 年間について各年の所得が 200 万円以上とします。）。 ○勤続年数が 1 年以上の方（自営業者の方は営業年数が 3 年以上の方とします。）。 ○借入比率が 50%以内。 ○本ローンと J A 無担保借入金の合計が 300 万円以内。 ○高校以上の学校（学校教育法に定める高等学校以上の学校のほか、各種学校等も含む。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 ○自己住宅（ご家族名義を含む。）または借家等生活の本拠が定まっておリ、原則として、同一地区内に 1 年以上居住している方（自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。ただし、1 年未満であっても自己住宅もしくは勤続 3 年以上の場合は可。 ○当 J A の地区内に住所または勤務地（自営業者の方は事務所）を有すること。ただし、地区外に居住し、地区内に勤務地を有する方のうち国民健康保険加入者は本ローンはご利用いただけません。 ○当 J A が指定する保証機関（全国農協保証センター）の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○就学されるご子弟の入学金、授業料、学費および下宿代等とし、資金使途の確認可能なものとします。
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ○借入比率が 50%を超える場合で、当 J A における「マイカーローン（全国農協保証センター保証）」（資金使途が「自動車購入」の「フリーローン（同）」及び「クローバローン（同）」含む）をお借入いただいている方については、J A 所定の方法で算出する範囲内とさせていただきます。 ○返済比率が 25%以内（住宅ローン借入者であって前年度税込年収 400 万円以上の場合は 35%以内）であること。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○据置期間を含め最長 9 年 6 か月（返済期間+4 年 6 か月）以内とします。なお、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の 6 か月後までの範囲内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかよりご選択いただけます。 <p>【変動金利型】</p>

	<p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（日本政策金融公庫「国の教育ローン」連動金利）により、年4回見直しを行い、基準日の翌月の第3月曜日（休日の場合は翌営業日）から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>												
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内が目安です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>												
担保	<p>○不要です。</p>												
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（全国農協保証センター）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p>												
保証料	<p>○一括前払いとなっております。</p> <p>【お借入額 100 万円の場合の一括支払保証料（例）】</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>5,987</td> <td>11,503</td> <td>17,034</td> <td>22,578</td> <td>28,134</td> </tr> </table> <p>※お借入額により保証料は異なります。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>	お借入期間	1年	2年	3年	4年	5年	保証料（円）	5,987	11,503	17,034	22,578	28,134
お借入期間	1年	2年	3年	4年	5年								
保証料（円）	5,987	11,503	17,034	22,578	28,134								
手数料	<p>○ご融資の際、JAに対して2,160円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…2,160円</p> <p>②一部繰上返済の場合…2,160円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,400円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または融資部（電話：072-924-6625）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p>												

	<p>また、J Aバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合融資部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※）</p> <p>そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合融資部にお問い合わせください。）</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A大阪中河内

- (注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。
- 2 借入比率は、前年度税込年収に占める本ローンと無担保借入金の合計の割合。
- 3 返済比率は、前年度税込年収に占める全ての借入金の年間返済額の割合。